2018 年 12 月 7 日

『法律家のための障害年金実務ハンドブック』
正誤表

標記書（第１刷）の下記箇所につき、誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

〇凡例　18 行目右段

（誤）障害者権利条約

（正）障害者の権利に関する条約

〇11 頁　＜図 1＞

（誤）第２号被保険者　※２

（正）第２号被保険者等　※３

〇17 頁　8 行目

（誤）＜図③＞

（正）＜図３＞

〇20 頁　17 行目

（誤）最低保証額

（正）最低保障額

〇20 頁　19 行目

（誤）生活維持している（年収 850 万円未満の）

（正）生計維持している（年収 850 万円または所得 655 万 5000 円未満の）

〇21 頁　4 行目

（誤）生活維持

（正）生計維持

〇22 頁　4 行目～5 行目

（誤）特別障害者給付金

（正）特別障害給付金

〇26 頁　4 行目

（誤）初診日以前に

（正）初診日前に

〇26 頁　26 行目（下から 2 行目）

（誤）『傷病が治ったもの』

（正）『傷病が治っていないもの』

〇29 頁　10 行目

（誤）精神障害

（正）精神障害のほとんど

〇36 頁　20 行目（下から 7 行目）

（誤）加入用件

（正）加入要件

〇43 頁　17 行目（下から 8 行目）

（誤）基礎年金事務の手引き 66 頁

（正）障害基礎年金事務の手引き２頁

〇43 頁　19 行目（下から 6 行目）

（誤）療養に関する

（正）療養に関する

〇45 頁　14 行目

（誤）年金事務の手引き 75 頁

（正）障害基礎年金事務の手引き６頁

〇49 頁　22 行目（下から 3 行目）・23 行目（下から 2 行目）

（誤）年金受給者本人

（正）年金請求者本人

〇51 頁　7 行目

（誤）通知においても

（正）通知（【資料⑫】参照）においても

○60 頁　7 行目
（誤）無拠出性
（正）無拠出制

○89 頁　4 行目
（誤）「要領要領」
（正）「認定要領」

○98 頁　13 行目・20 行目
（誤）知的障害をもつ人
（正）知的傷害のある人

○101 頁　14 行目
（誤）発達障害の人
（正）発達障害のある人

○108 頁　25 行目（下から 4 行目）～26 行目（下から 3 行目）
（誤）『「障害の状態』の『ア』、
（正）『「障害の状態」の「ア」、

○117 頁　8 行目～9 行目
（誤）眼の障害と異なって、右耳左耳のどちらも該当する必要があり、かつ、人工内耳や
（正）眼の障害と異なって、人工内耳や

○118 頁　11 行目
（誤）食堂
（正）食道

○131 頁　11 行目
（誤）①および②の症状
（正）②および③の症状

○131 頁　17 行目
（誤）８％以下
（正）８％以上

○133 頁　3 行目
（誤）困難にしている
（正）困難にしている。

○136 頁　15 行目
（誤）事例では、では、疾患
（正）事例では、疾患

○152 頁　16 行目
（誤）外部障害
（正）外部障がい

○171 頁　11 行目
（誤）2105 年
（正）2015 年

○178 頁　3 行目
（誤）１年間１度も
（正）１年間、１度も

○180 頁　24 行目（下から 1 行目）
（誤）口頭意見陳述において
（正）口頭意見陳述および再審査請求の審理において

○181 頁　1 行目
（誤）審査請求人に意見陳述させ、審査請求人
（正）（再）審査請求人に意見陳述させ、（再）審査請求人

○187 頁　15 行目
（誤）行政法
（正）行訴法

○189 頁　5 行目
（誤）１年６カ月前の
（正）１年６カ月より前の

○196 頁　最終行～197 頁 1 行目
（誤）④若年者納付猶予制度等
（正）④納付猶予制度等

〇201 頁　11 行目

（誤）一人で生活できていても

（正）一人でできていても

〇213 頁　16 行目（下から 9 行目）

（誤）前記第６章Ⅰ２(4)参照)。

（正）前記第６章Ⅰ１(4)参照)。

〇214 頁　24 行目（下から 2 行目）

（誤）前記第２章Ⅵ参照

（正）前記第２章Ⅴ参照

〇214 頁　25 行目（下から 1 行目）

（誤）同章Ⅴ参照

（正）同章Ⅳ参照

〇215 頁　6 行目

（誤）事後重症による請求書

（正）事後重症による請求分

〇215 頁　8 行目

（誤）障害認定日請求

（正）今回請求

〇216 頁　7 行目

（誤）（後記第９章判例 10）

（正）（後記第９章判例 21）

〇218 頁　23 行目（下から 6 行目）

（誤）訴訟の起算点

（正）請求の起算点

〇234 頁　16 行目（下から 8 行目）・17 行目（下から 7 行目）

（誤）無拠出性年金

（正）無拠出制年金

〇253 頁　7 行目・15 行目

（誤）「初診日」

（正）『初診日』

〇318 頁　項目 1～3

「受診した」にチェックを入れる

〇319 頁　「2．現在（請求日頃）の状況を記入してください。」の「障害者手帳」①

「平成 12 年７月 10 日（１級)」にチェックを入れる

〇320 頁　1 行目

（誤）障害認定基準（2016 年６月１日改正）

（正）障害認定基準（2017 年 12 月１日改正）

〇322 頁　26 行目（下から 12 行目）～27 行目（下から 11 行目）

改行を詰める

〇322 頁　35 行目（下から 3 行目）

（誤）予測さる状態

（正）予測される状態

〇323 頁 1 行目

（誤）基づき判し

（正）基づき判断し

〇324 頁～333 頁

添付の「【資料⑧】差替版」に差替え

〇340 頁　表の 2 段目

（誤）平成 28 年３月 31 日～

（正）平成 38 年３月 31 日

〇340 頁　表の 3 段目

（誤）～平成７年４月 18 日

（正）～平成７年４月１日

〇358 頁　表の左端の列の「機能障害」の段

「３級」を挿入する

〇361 頁　表の左端の列の「機能障害」の段

「３級」を挿入する

【資料⑧】併合参考表（障害認定基準（2017年12月１日改正））（抜粋）

第２章　併合等認定基準

第１節／基本的事項

２つ以上の障害がある場合の障害の程度の認定は、次による。

１　併合（加重）認定

併合（加重）認定は、次に掲げる場合に行う。

⑴　障害認定日において、認定の対象となる障害が２つ以上ある場合（併合認定）

⑵　「はじめて２級」による障害基礎年金又は障害厚生年金を支給すべき事由が生じた場合（併合認定）

⑶　障害基礎年金受給権者及び障害厚生年金受給権者（障害等級が１級若しくは２級の場合に限る。）に対し、さらに障害基礎年金または障害厚生年金（障害等級が１級若しくは２級の場合に限る。）を支給すべき事由が生じた場合（加重認定）

⑷　併合認定の制限

同一部位に複数の障害が併存する場合、併合認定の結果が国年令別表、厚年令別表第１又は厚年令別表第２に明示されているものとの均衡を失する場合には、明示されている等級を超えることはできない。

２　総合認定

内科的疾患の併存している場合及び前章の認定要領において特に定めている場合は、総合的に認定する。

３　差引認定

⑴　障害認定の対象とならない障害（以下「前発障害」という。）と同一部位に新たな障害（以下「後発障害」という。）が加わった場合は、現在の障害の程度（複数の障害が混在している状態）から前発障害の障害の程度を差し引いて、後発障害の障害の程度を認定する。

⑵　同一部位とは、障害のある箇所が同一であるもの（上肢又は下肢については、それぞれ１側の上肢又は下肢）のほか、その箇所が同一でなくても眼又は耳のような相対性器官については、両側の器官をもって同一部位とする。

⑶　「はじめて２級による年金」に該当する場合には、適用しない。

第２節／併合（加重）認定

１　２つの障害が併存する場合

個々の障害について、併合判定参考表（別表１）における該当番号を求めた後、当該番号に基づき併合〔加重〕認定表（別表２）による併合番号を求め、障害の程度を認定する。

［認定例］

右手のおや指及びひとさし指を併せ一上肢の４指の用を廃し、両眼の視力が0.1になった場合

併合判定参考表によれば次のとおりである。

部　位	障　害　の　状　態	併合判定参考表
右手の障害	右手のおや指及びひとさし指を併せ一上肢の４指の用を廃したもの	７号―５
両眼の障害	両眼の視力の和が0.1以下に減じたもの	６号―１

併合（加重）認定表により、上位の障害６号と下位の障害７号の併合番号４号を求め、２級と認定する。

２　３つ以上の障害が併存する場合

併合判定参考表の「障害の状態」に該当する障害を対象とし、次により認定する。

⑴　併合判定参考表から各障害についての番号を求める。
⑵　⑴により求めた番号の最下位及びその直近位について、併合（加重）認定表により、併合番号を求め、以下順次、その求めた併合番号と残りのうち最下位のものとの組合せにより、最終の併合番号を求め認定する。

［認定例］

左下肢を大腿部から切断し、両眼の視力が0.1になり、右上肢のひとさし指、なか指及び小指を近位指節間関節より切断し、さらに、左上肢のおや指を指節間関節より切断した場合

併合判定参考表によれば、次のとおりである。

部　位	障　害　の　状　態	併合判定参考表
左下肢の障害	一下肢を足関節以上で欠くもの	４号―６
両眼の障害	両眼の視力の和が0.1以下に減じたもの	６号―１
右手の障害	ひとさし指を併せ一上肢の３指を近位指節間関節以上で欠くもの	７号―４
左手の障害	一上肢のおや指を指節間関節以上で欠くもの	９号―８

併合（加重）認定表により、３位の障害７号と４位の障害９号の併合番号７号を求め、次に同表により、これと２位の障害６号との併合番号４号を求め、さらに同表により、これと１位の障害４号との併合番号１号を求め１級と認定する。

３　併合認定の特例

⑴　併合（加重）認定の対象となる障害の程度が、国年令別表、厚年令別表第１、厚年令別表第２に明示されている場合又は併合判定参考表に明示されている場合は、併合（加重）認定の結果にかかわらず、同令別表等により認定する。

［認定例１］

左下肢の５趾を失った後、さらに右下肢の５趾を失った場合

併合判定参考表によれば、次のとおりである。

部　位	障　害　の　状　態	併合判定参考表
左足ゆびの障害	一下肢の５趾を中足趾節関節以上で欠くもの	８号―11
右足ゆびの障害	一下肢の５趾を中足趾節関節以上で欠くもの	８号―11

併合（加重）認定表により併合すると、併合番号７号となり、障害等級は３級となるが、国年令別表の２級11号に「両下肢のすべての指を欠くもの」と明示されているので、併合認定の結果にかかわらず、２級と認定する。

［認定例２］

右上肢のおや指及びひとさし指と、左上肢の小指以外の４指の用を廃したものに、さらに右上肢のおや指及びひとさし指以外の３指と、左上肢の小指の用を廃した場合

併合判定参考表によれば、次のとおりである。

部　位	障　害　の　状　態	併合判定参考表
右手の障害	一上肢のおや指及びひとさし指の用を廃したもの	８号―９
左手の障害	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の４指の用を廃したもの	７号―５
右手の障害	おや指及びひとさし指以外の一上肢の３指の用を廃したもの	10号―13
左手の障害	一上肢の小指の用を廃したもの	―

すでにある障害について、併合（加重）認定表により併合し、併合番号７号となり、障害等級３級となっているものに、さらに、併合判定参考表の10号に該当する障害と併合判定参考表に明示されていない程度の障害が加わったものであるが併合判定参考表の２級３号―３の「両上肢のすべての指の用を廃したもの」に該当するので、併合認定の結果にかかわらず２級と認定する。

⑵　併合（加重）認定の結果が、国年令別表、厚年令別表第１又は厚年令別表第２に明示されているものとの均衡を失する場合

同一部位に障害が併存する場合に生じることがあるが、国年令別表、厚年令別表第１又は厚年令別表第２に明示されているものとの均衡を失うことのないよう認定する。

［認定例１］

左手関節が用を廃し、左肘関節に著しい障害が併存する場合

併合判定参考表によれば、次のとおりである。

部　位	障　害　の　状　態	併合判定参考表
左手関節の障害	一上肢の３大関節のうち、１関節の用を廃したもの	８号―３
左肘関節の障害	一上肢の３大関節のうち、１関節に著しい機能障害を残すもの	10号―５

併合（加重）認定表により併合すると、併合番号７号となり、障害等級は３級となるが、厚年令別表第１の３級５号に「一上肢の３大関節のうち、２関節の用を廃したもの」と明示されており、上肢の障害で３級となるための障害の程度は、原則として併合判定参考表８号以上の障害が併存している場合であるので、併合判定参考表の８号と９号との障害が併存している場合を除き、併合認定の結果にかかわらず、障害手当金と認定する。

［認定例２］

左足関節が強直し、左下肢が４センチメートル短縮している場合

併合判定参考表によれば、次のとおりである。

部　位	障　害　の　状　態	併合判定参考表
左足関節の障害	一下肢の３大関節のうち、１関節の用を廃したもの	８号―４
左下肢の短縮障害	一下肢を３センチメートル以上短縮したもの	10号―７

併合（加重）認定表により併合すると、併合番号７号となり、障害等級は３級とななるが、厚年令別表第１の３級６号に「一下肢の３大関節のうち、２関節の用を廃したもの」と明示されており、下肢の障害で３級となるための障害の程度は、原則として併合判定参考表８号以上の障害が併存している場合であるので、併合判定参考表の８号と９号との障害が併存している場合を除き、併合判定の結果にかかわらず、障害手当金と認定する。

第３節／総合認定

認定の対象となる内科的疾患が併存している場合については、併合（加重）認定の取扱いは行わず、総合的に判断して認定する。

第４節／差引認定

１　現在の障害の状態の活動能力減退率から前発障害の前発障害差引活動能力減退率を差し引いた残りの活動能力減退率（以下「差引残存率」という。）に応じて、差引結果認定表により認定する。

２　後発障害の障害の状態が、併合判定参考表に明示されている場合、その活動能力減退

率が差引残存率より大であるときは、その明示されている後発障害の障害の状態の活動能力減退率により認定する。

3　「はじめて２級による年金」に該当する場合は、適用しない。

［認定例１］

厚生年金保険に加入する前に、右手のおや指の指節間関節及び小指の近位指節間関節（PIP）より切断していた者が、厚生年金保険に加入後、事故により右手のひとさし指、なか指及びくすり指を近位指節間関節（PIP）より切断した場合

併合判定参考表によれば、次のとおりである。

	障　害　の　状　態	併合判定参考表	活動能力減退率 前発障害差引 活動能力減退率
現在の障害	一上肢の５指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの	６号―７	67%
前発障害	一上肢のおや指を指節間関節で欠き、かっ、ひとさし指以外の１指を近位指節間関節以上で欠くもの	８号―８	18%
後発障害	ひとさし指を併せ一上肢の３指を近位指節間関節以上で欠くもの	７号―４	56%

１により差引認定すると差引残存率は、67%－18%=49％となり、差引結果認定表により認定すれば、障害手当金該当となるが、後発障害のみの活動能力減退率は56%であり、差引残存率より大であるため後発障害の活動能力減退率により厚年令別表第１の３級と認定する。

［認定例２］

先天性の脳性麻痺により、両下肢に機能障害がある者が、厚生年金保険に加入後、事故が原因の脊髄損傷により両下肢の機能を完全に廃した場合

併合判定参考表によれば、次のとおりである。

	障　害　の　状　態	併合判定参考表	活動能力減退率 前発障害差引 活動能力減退率
現在の障害	両下肢の用を全く廃したもの	１号―６	134%
前発障害	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	４号―７	63%
後発障害	両下肢の用を全く廃したもの	１号―６	134%

１により差引認定すると、差引残存率は134％－63％＝71％となり、差引結果認定表により認定すれば、後発障害は２級となるが、後発障害の障害の状態は、前発障害の影響を受けることなく生じたものであると判断でき、その状態が併合判定参考表の１号６に明示されていることから、その活動能力減退率（134％）は差引残存率より大であるため、後発障害の活動能力減退率により国年令別表の１級と認定する。

別表１　併合判定参考表

障害の程度	番号	区分	障害の状態
1級	1号	1	両眼が失明したもの
		2	両耳の平均純音聴力レベル値が100デシベル以上のもの
		3	両上肢を肘関節以上で欠くもの
		4	両上肢の用を全く廃したもの
		5	両下肢を膝関節以上で欠くもの
		6	両下肢の用を全く廃したもの
		7	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
		8	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
		9	精神の障害で日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
		10	両眼の視力の和が0.04以下のもの
		11	両上肢のすべての指を基部から欠き、有効長が０のもの
		12	両上肢のすべての指の用を全く廃したもの
		13	両下肢を足関節以上で欠くもの
2級	2号	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
		2	平衡機能に著しい障害を有するもの
		3	そしゃくの機能を欠くもの
		4	音声又は言語の機能に著しい障害を有するもの
		5	両上肢のすべての指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの
		6	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	3号	1	両耳の平均純音聴力レベル値が90デシベル以上のもの
		2	両耳の平均純音聴力レベル値が80デシベル以上、かつ、最良語音明瞭度が30％以下のもの
		3	両上肢のすべての指の用を廃したもの
		4	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を基部から欠き、有効長が０のもの
		5	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の用を全く廃したもの
		6	両下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
	4号	1	一上肢のすべての指を基部から欠き、有効長が０のもの
		2	一上肢の用を全く廃したもの
		3	一上肢のすべての指の用を全く廃したもの
		4	両下肢の10趾を中足趾節関節以上で欠くもの
		5	一下肢の用を全く廃したもの
		6	一下肢を足関節以上で欠くもの

		7	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
		8	精神の障害で日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	5号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
		2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
		3	両耳の平均純音聴力レベル値が80デシベル以上のもの
		4	両耳の平均純音聴力レベル値が50デシベル以上80デシベル未満で、かつ、最良語音明瞭度が30％以下のもの
	6号	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
		2	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
		3	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
		4	一上肢の３大関節のうち、２関節の用を廃したもの
		5	一下肢の３大関節のうち、２関節の用を廃したもの
		6	両上肢のおや指を基部から欠き、有効長が０のもの
		7	一上肢の５指又はおや指及びひとさし指を併せ一上肢の４指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの
		8	一上肢のすべての指の用を廃したもの
		9	一上肢のおや指及びひとさし指を基部から欠き、有効長が０のもの
	7号	1	両耳の平均純音聴力レベル値が70デシベル以上のもの
		2	両耳の平均純音聴力レベル値が50デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が50％以下のもの
		3	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
		4	一上肢のおや指及びひとさし指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの、又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の３指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの
		5	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の４指の用を廃したもの
		6	一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
		7	両下肢の10趾の用を廃したもの
		8	身体の機能に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
		9	精神又は神経系統に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	8号	1	一眼の視力が0.02以下に減じたもの
		2	脊柱の機能に障害を残すもの
		3	一上肢の３大関節のうち、１関節の用を廃したもの
		4	一下肢の３大関節のうち、１関節の用を廃したもの
		5	一下肢が５センチメートル以上短縮したもの

3級（治らないもの）	障害手当金（治ったもの）	8号	6	一上肢に偽関節を残すもの
			7	一下肢に偽関節を残すもの
			8	一上肢のおや指を指節間関節で欠き、かつ、ひとさし指以外の１指を近位指節間関節以上で欠くもの
			9	一上肢のおや指及びひとさし指の用を廃したもの
			10	おや指又はひとさし指を併せ一上肢の３指以上の用を廃したもの
			11	一下肢の５趾を中足趾節関節以上で欠くもの
			12	精神又は神経系統に労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
		9号	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
			2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
			3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
			4	両眼による視野が２分の１以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内のもの
			5	一耳の平均純音聴力レベル値が90デシベル以上のもの
			6	そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの
			7	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
			8	一上肢のおや指を指節間関節以上で欠くもの
			9	一上肢のおや指の用を全く廃したもの
			10	ひとさし指を併せ一上肢の２指を近位指節間関節以上で欠くもの
			11	おや指及びひとさし指以外の一上肢の３指を近位指節間関節以上で欠くもの
			12	一上肢のおや指を併せ２指の用を廃したもの
			13	一下肢の第１趾を併せ２以上の趾を中足趾節関節以上で欠くもの
			14	一下肢の５趾の用を廃したもの
		10号	1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
			2	両眼の調整機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
			3	一耳の平均純音聴力レベル値が80デシベル以上のもの
			4	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
			5	一上肢の３大関節のうち、１関節に著しい機能障害を残すもの
			6	一下肢の３大関節のうち、１関節に著しい機能障害を残すもの
			7	一下肢を３センチメートル以上短縮したもの
			8	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
			9	一上肢のひとさし指を近位指節間関節以上で欠くもの
			10	おや指及びひとさし指以外の一上肢の２指を近位指節間関節以上で欠くもの

			11	一上肢のおや指の用を廃したもの
			12	ひとさし指を併せ一上肢の２指の用を廃したもの
			13	おや指及びひとさし指以外の一上肢の３指の用を廃したもの
			14	一下肢の第１趾又は他の４趾を中足趾節関節以上で欠くもの
			15	身体の機能に労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
		11号	1	両眼の調節機能又は運動機能に著しい障害を残すもの
			2	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
			3	一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
			4	一耳の平均純音聴力レベル値が70デシベル以上のもの
			5	一上肢のなか指又はくすり指を近位指節間関節以上で欠くもの
			6	一上肢のひとさし指の用を廃したもの
			7	おや指及びひとさし指以外の一上肢の２指の用を廃したもの
			8	第１趾を併せ一下肢の２趾以上の用を廃したもの
		12号	1	一眼の調節機能に著しい障害を残すもの
			2	一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
			3	一上肢の３大関節のうち、１関節に機能障害を残すもの
			4	一下肢の３大関節のうち、１関節に機能障害を残すもの
			5	長管状骨に奇形を残すもの
			6	一上肢のなか指又はくすり指の用を廃したもの
			7	一下肢の第１趾又は他の４趾の用を廃したもの
			8	一下肢の第２趾を中足趾節関節以上で欠くもの
			9	第２趾を併せ一下肢の２趾を中足趾節関節以上で欠くもの
			10	一下肢の第３趾以下の３趾を中足趾節関節以上で欠くもの
			11	局部に頑固な神経症状を残すもの
		13号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの
			2	一眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
			3	両眼のまぶたの一部に欠損を残すもの
			4	一上肢の小指を近位指節間関節以上で欠くもの
			5	一上肢のおや指の指骨の一部を欠くもの
			6	一上肢のひとさし指の指骨の一部を欠くもの
			7	一上肢のひとさし指の遠位指節間関節の屈伸が不能になったもの
			8	一下肢を１センチメートル以上短縮したもの
			9	一下肢の第３趾以下の１又は２趾を中足趾節関節以上で欠くもの
			10	一下肢の第２趾の用を廃したもの
			11	第２趾を併せ一下肢の２趾の用を廃したもの
			12	一下肢の第３趾以下の３趾の用を廃したもの

別表２　併合（加重）認定表

		2　級			3　級			障害手当金					
		2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号
2級	2号	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
	3号	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
	4号	1	1	1	1	2	2	4	4	4	4	4	4
3級	5号	1	1	1	3	4	4	5	5	5	5	5	5
	6号	2	2	2	4	4	4	6	6	6	6	6	6
	7号	2	2	2	4	4	6	7	7	7	7	7	7
障害手当金	8号	2	2	4	5	6	7	7	7	7	8	8	8
	9号	2	2	4	5	6	7	7	7	8	9	9	9
	10号	2	2	4	5	6	7	7	8	9	10	10	10
	11号	2	2	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10
	12号	2	2	4	5	6	7	8	9	10	10	11	12
	13号	2	2	4	5	6	7	8	9	10	10	12	12

注１　表頭及び表側の２号から13号までの数字は、併合判定参考表（別表１）の各番号を示す。

注２　表中の数字（１号から12号まで）は、併合番号を示し、障害の程度は、次の表のとおりである。

注３　次に掲げる障害をそれぞれ併合した場合及び次の障害と併合判定参考表の５号ないし７号の障害と併合した場合は、併合認定表の結果にかかわらず、次表の併合番号４号に該当するものとみなす。

①　両上肢のおや指の用を全く廃したもの

②　一上肢のおや指及び中指を基部から欠き、有効長が０のもの

③　一上肢のおや指及びひとさし指又は中指の用を全く廃したもの

併合番号	障害の程度
１号	国年令別表１級
２号	国年令別表２級
３号	
４号	
５号	厚年令別表第１　３級
６号	
７号	
８号	厚年令別表第２ 障害手当金
９号	
10号	
11号	厚年令別表不該当
12号	

別表３　現在の活動能力減退率及び前発障害の活動能力減退率

併合判定参考表（別表1）		現在の活動能力減退率（％）	前発障害の活動能力減退率（％）
１号	区分1～9	134	95
	区分10～13	119	
２号		105	84
３号		92	74
４号		79	63
５号		73	44
６号		67	40
７号		56	34
８号		45	18
９号		35	14
10号		27	11
11号		20	8
12号		14	6
13号		9	4

別表４　差引結果認定表

差　引　残　存　率	後　発　障　害　の　程　度
100％以上	国年令別表　１級　９号・11号
99％～70％	国年令別表　２級　15号・17号
69％～42％（治ったもの）	厚年令別表第１　３級　12号
69％～24％（治らないもの）	厚年令別表第１　３級　14号
41％～24％（治ったもの）	厚年令別表第２　21号

注１　差引結果認定表による後発障害の程度が、次の表の第１欄及び第２欄の区分に応じた、第３欄に掲げる後発障害の程度と異なる場合は、後発障害の程度は同表の第３欄に掲げる等級とする。

第１欄 （現在の障害の状態 併合判定参考表（別表１）））	第２欄 （前発障害の状態 併合判定参考表（別表１））	第３欄 （後発障害の程度）
１号	６号～13号	国年令別表　１級９号・11号
２号～４号	７号～13号	国年令別表　２級15号・17号
５号～７号	８号～13号	厚年令別表第１　３級12号

注２　同一部位に複数の障害が併存する場合の併合（加重）認定は、併合（加重）認定表を準用して認定する。